

別表

宇治市総合評価競争入札〔簡易型〕評価項目及び評価基準

工事名：笠取地区（その3）送水管改良工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点
簡易な施工計画	施工管理1	土質条件の変化（岩盤の出現）に対応した効率的な工程管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	5
			必要事項の記載が適切である	2
			不備又は記載がない	0
	施工管理2	橋梁添架部前後のコンクリート防護工（現場打ちコンクリート）における施工区間の即日道路通行規制解除に適した施工管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	3
			必要事項の記載が適切である	1
			不備又は記載がない	0
	工事現場周辺地域住民への配慮	西笠取地区と東笠取地区を結ぶ狭小で離合困難な生活道路での工事における地域住民の通行車両に対する対策	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	5
			必要事項の記載が適切である	2
			不備又は記載がない	0
	安全管理	終日道路通行規制（片側交互通行）を伴う工種（減圧弁設置工）における通行車両等に対する安全管理においてのさらなる工夫	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	5
必要事項の記載が適切である			2	
不備又は記載がない			0	
企業の施工能力	本市発注の水道施設工事の施工実績	過去5年間の施工実績の有無	本市発注の施工実績あり	1
			上記以外の施工実績又は実績なし	0
	本市発注の水道施設工事の工事成績	過去5年間の工事成績評定点の最高得点	72点（平成28・29年度は70点）以上	1
			72点（平成28・29年度は70点）未満又は実績なし	0
	品質管理の取組状況	ISO9001の認証取得	ISO9001の認証取得	1
			取得していない	0
	環境マネジメントシステムの取組状況	ISO14001の認証取得又はKESの登録の有無	ISO14001の認証取得又はKESの登録	1
			いずれも取得していない	0
技術者の技術力	水道施設工事の施工実績	過去5年間の配置予定技術者の施工実績	(1)本市発注の施工実績があり、かつ、工事成績評定点が72点（平成28・29年度は70点）以上	2
			(2)上記(1)以外の公共工事の施工実績あり	1
			(3)上記(1)(2)以外の施工実績又は施工実績なし	0
地域社会に対する貢献度	防災協定	本市との「災害発生時における応急工事等に関する協定書」の締結状況	締結あり	1
			締結なし	0
	消防団事業所	「宇治市消防団協力事業所」の認定	認定あり	1
			認定なし	0
	障害者の雇用	法定雇用者数以上の雇用	雇用あり	1
			雇用なし	0
	ボランティア	市内における過去3年間の地域に貢献するボランティア活動	活動あり	1
			活動なし	0
	市内営業年数	市内に本店を置いてからの営業年数	40年以上	2
			20年以上40年未満	1
			20年未満	0
	協力雇用主	協力雇用主の登録の有無	登録あり	1
登録なし			0	
合 計				31

- ※ 1 過去5年間とは、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間である。  
 2 過去3年間とは、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である。  
 3 施工実績は、元請として完成し、引渡しが完了したものに限定。  
 4 工事期間中に主任（監理）技術者を変更した工事については、配置予定監理技術者の施工経験として認めないので注意すること。

工事入札参加者の皆様

## 低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

### 1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね3億円以上	管	概ね1億5千万円以上
建築	概ね10億円以上	舗装	6千万円以上
電気工事	概ね1億5千万円以上	造園	6千万円以上
水道施設	概ね3億円以上	その他の工事	6千万円以上

### 2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格（工事種別毎に設定）を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。
- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては令和2年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

#### 【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間参加できません。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。
- ④ 「低入札価格調査制度の運用に関する要領」を参照して下さい。本要領及び調査提出資料に係る様式については、宇治市役所ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合、様式はホームページからダウンロードして作成して下さい。
- ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者（雇用期間等を含む））を補助者として専任で配置して下さい。増員する技術者は、配置予定技術者調書に記載の者に限りません。
- ※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。
- ※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

### 3) 提出書類及びその他特記事項について

- ① 調査基準価格を下回る入札となる場合、入札時に4に記載の「入札額と同額の提出用内訳書」の提出を求めます。提出されなければ、入札は無効となります。上記の書類は、調査の際に提出する関係書類と同一内容及び数値となるよう十分注意して下さい。
- ② 当該価格で入札した理由書は、調査の際に提出する関係書類と合わせて提出して下さい。

- ③ 調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13参照）は、入札日から7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。期限内に提出されなければ、失格となります。
- ④ 関係書類の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑤ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑥ 予定価格等を事後公表としている案件については、調査を辞退することが可能です。その際には次のような取り扱いとなりますのでご注意ください。
- 1回目 口頭注意
  - 2回目 文書による警告
  - 3回目 指名停止
- ※履歴は年度末でリセットします。  
※参加制限は辞退の申出をもって解除できるものとします。

#### 4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。作成に当たっては次の点に注意してください。

##### (1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

##### (2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

##### (3) 失格となる場合

- I. 内訳書を提出しなかった者
- II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者
  - ① (1) ①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
  - ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの (明らかな誤記を除く。)

- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

## 5) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は、専任となるため、他の工事との兼務はできません。

開札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時まで**に宇治市総務部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

## 6) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

## 7) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

## 8) 社会保険等の加入について

本件は一次下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

**※令和3年10月1日以降に入札公告等を行う案件から、社会保険等の加入義務を一次下請負人から全ての下請負人に拡大しています。**

## 下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

## 確 認 事 項

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。(建設業法第16条及び第26条第2項)

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
  
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。



## 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による

### 入札等に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、今後の状況により、本案件については下記の状況が発生する可能性があるため注意してください。

1. 入札（見積）について次のような取扱いをする場合があります。これらの場合は、契約課より別途連絡させていただきます。
  - ・入札（見積）の取り止め
  - ・入札日（見積日）、参加表明書等提出期限の変更
  - ・書類等の提出方法の変更
  - ・契約締結日の変更
  - ・契約期間の変更
2. 資材・物品等調達が困難になった場合、又は契約内容どおりの履行が困難となった場合などは、契約内容について、変更を行う場合があります。この場合、原則として変更契約により対応することとします。